

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請が始まります。

広報かがみの5月号においてお知らせしました「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」について、申請の受付が始まります。

各給付金の申請については、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、受付期間内に保健福祉課までご提出ください。

また、申請書は返信用封筒での提出が可能ですので、同封の返信用封筒をご利用ください。

なお、広報かがみの6月号に各給付金の概要や給付対象者診断チャート、申請方法などが掲載されたチラシを挟み込んでありますので、併せてご確認ください。

各給付金の受付期間や申請書の取得方法については次のとおりとなります。

☆臨時福祉給付金

受付期間／平成26年7月1日～平成27年1月5日

臨時福祉給付金の給付対象者は、平成26年1月1日で住民基本台帳に記録されており、平成26年度の住民税が課税されていない方です。（※住民税が課税されている方の扶養親族

等となっている方や生活保護受給者は除きます。）

給付対象と思われる方には6月下旬に申請書を郵送させていただきます。

また、保健福祉課、各振興センターにも申請書を置いてあります。

☆子育て世帯臨時特例給付金

受付期間／平成26年6月16日～平成26年12月16日

子育て世帯臨時特例給付金の給付対象となる方で児童手当を受給されている方には、児童手当現況届に申請書を同封して6月中旬に郵送いたします。

また、児童手当を受給されていない方で給付対象となる方には、申請書のみを郵送いたします。（※児童手当の受給者の方は、現況届のご提出もお忘れなくお願いいたします。）

なお、公務員の方で子育て世帯臨時特例給付金の給付対象となる方は、事業主から申請書が配布されますが、申請書の提出先は平成26年1月1日時点で住民票のある市町村になります。

●お問合せ先／鏡野町保健福祉課 TEL (0868) 54-2986

耐震補助事業のお知らせ

昭和56年5月31日より以前に着手した建物は旧耐震と呼ばれ、大地震が発生した場合倒壊する可能性が高いとされています。30年以内に南海トラフ地震（想定マグニチュード8.6）が60～70%の確率で発生すると予測され、旧耐震の建物は倒壊の被害が多数出るといわれています。建物を補強することで人命や財産を守ることが出来るので、ぜひこの事業を活用して頂ければと思います。

耐震診断補助

耐震診断にかかる費用の一部を補助するものです。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震診断】

①一般診断

耐震性の有無を診断します。

- ・診断料（延面積200㎡以内の場合）

耐震診断料42,000円。うち、補助金額40,000円、自己負担2,000円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が10,500円加わります。

- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

②補強計画

一般診断で耐震性が無いと判断された建築物をどのように補強するかを診断します。

- ・診断料（延面積200㎡以下の場合）

耐震診断料42,000円。うち、補助金額28,000円、自己負担14,000円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が10,500円加わります。

- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

一般診断を先に受けなければなりません。

- ③その他の構造の住宅や構築物（事務所など）

【注意事項】

- ・耐震診断 募集件数／5件、補強計画 募集件数／3件（先着順）となります。
- ・構造や規模などにより診断料、その他の条件が異なりますのでお問い合わせください。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

【締め切り】9月30日(火)まで

耐震改修補助

耐震改修にかかる費用の一部を補助するものです。補強計画の結果に基づいて改修を行って頂きます。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震改修】

- ①耐震診断事業の結果、『倒壊の危険性がある』又は『倒壊する可能性が高い』と判断された建築物で、同事業を活用した補強計画の結果に基づき耐震改修を行う一戸建ての住宅

- ②平成27年3月末日までに改修工事が完了するもの。（改修内容によっては期間が異なります。予めご相談下さい。）

【補助金額】1棟あたり、耐震改修対象工事費の23%以内（50万円を限度）

【注意事項】

- ・募集件数3件（先着順）となります。
- ・住宅のリフォームと併せて耐震改修工事を行う場合、耐震改修費のみが補助の対象となります。
- ・過去の耐震改修工事（工事中を含む）は補助の対象となりません。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

お申し込み・お問い合わせ：鏡野町建設課 建築係 電話：(0868) 54-2989